

北海道支部学術大会運営規程

(目的)

第1条

この規程は北海道支部における学術大会（春季大会及び秋季大会）に関する細目を定める。

(開催日程)

第2条 毎年、会場確保など特別な場合を除いて、春季大会は4月、秋季大会は11月に開催することとする。ただし、本部学術大会と重複しない日程とする。

2 本部秋季学術大会が北海道で開催される年度における秋季大会は中止とする。

(宿題報告)

第3条 春季大会における宿題報告は、表彰委員会にて指名された会員が行うこととする。

(参加登録費)

第4条 北海道支部学術大会の参加登録費を以下に定める。

- (1) 会 員 3千円
- (2) 非会員 6千円
- (3) 学生会員 無料（社会人学生は会員価格）
- (4) 学生非会員 2千円（社会人学生は非会員価格）
- (5) スポンサー企業 無料（ただし3名まで）

2 第4条第1項(5)の「スポンサー企業」について、ランチョンセミナー(イブニングセミナーを含む)および企業展示の関係者については、企業負担金に参加登録費を含むこととする。ただし、1企業3名までの学会参加を認めるが、参加登録者数には加えず、出席証明の取得は不可とする。

3 第4条第1項に定める参加登録費は、学術大会運営上、やむを得ない事情を有する大会に限り、役員会の承認を得て変更することができる。

(実行委員)

第5条 支部役員は実行委員となり、学術大会を円滑に運営しなければならない。

- 2 謝礼金は支給しないこととする。
- 3 参加登録費は第4条に準ずる。
- 4 支部役員の学術大会参加のための旅費、宿泊費は旅費規程に基づいて支給する。
ただし、所属施設などから旅費、宿泊費の支給を受けている場合には適用されない。

(会員講師)

第6条 会員講師とは日本放射線技術学会の会員であり、以下の演者のことをさす。

- (1) 特別講演
- (2) 教育講演
- (3) 支部学術大会で開催される各種セミナー
- (4) シンポジウム

2 謝礼金は支給しないこととする。

3 会員講師が演者を担当するセッション以外のプログラムに一般参加する場合、参加登録費は第4条に準じる。担当するセッションのみの参加であり一般参加しない場合、会員講師に対しての参加登録費は発生せず、出席証明の発行はされないこととする。

4 旅費、宿泊費は以下の表に示す通りとする。ただし、所属施設などから旅費、宿泊費の支給を受けている場合には適用されない。

一般参加あり/一般参加なし(※)	謝礼金	参加登録費	旅費、宿泊費
特別講演	無し	3,000円 × (※)	○
教育講演	無し	3,000円 × (※)	○
各種セミナー	無し	3,000円 × (※)	無し
シンポジウム	無し	3,000円 × (※)	無し

(非会員講師)

第7条 非会員講師とは日本放射線技術学会の会員ではないもので、以下の演者のことをさす。

- (1) 特別講演
- (2) 教育講演
- (3) 支部学術大会で開催される各種セミナー
- (4) シンポジウム

2 特別講演及び教育講演の講師への謝礼金を以下に定める。

- (1) 特別講演 3万円
- (2) 教育講演 3万円
- (3) 支部学術大会で開催される各種セミナー 支部役員会にて協議し、決定する
- (4) シンポジウム 支部役員会にて協議し、決定する

3 参加登録費は無料とする。

4 旅費、宿泊費は以下の表に示す通りとする。ただし、所属施設などから旅費、宿泊費の支給を受けている場合には適用されない。

	謝礼金	参加登録費	旅費、宿泊費
特別講演	○	無 料	○
教育講演	○	無 料	○
各種セミナー	○	無 料	○
シンポジウム	○	無 料	○

(会議)

第8条 支部学術大会期間中及び前後の日程における会議の開催を、以下の場合についてのみ認める。

(1) 地域学術委員会

(2) 春季大会シンポジスト打合せ会議

2 前項の委員会の会議の開催について、また委員欠席のための代理出席については、支部役員会へ事前報告し承認を得ること。

3 会議を開催した場合の旅費、宿泊費などは支給しない。ただし、事前に支部役員会で審議され承認された場合は、支部旅費規程に基づき支給する。

(規程の改廃)

第9条 この規程は支部役員会の決議により改訂することができる。

付則. この規程は2017年度より適用する。

2017年03月08日 一部改訂
2018年01月17日 一部改訂
2018年06月20日 一部改訂
2020年03月04日 一部改訂
2021年06月24日 一部改訂
2022年05月25日 一部改訂
2023年11月30日 一部改訂